

2025 年大阪・関西万博を契機とした
シティプロモーション事業運営等業務に関する
公募型プロポーザル募集要項

令和 6 年（2024 年）5 月 31 日

吹田市 都市魅力部 シティプロモーション推進室

Ⅰ 業務の基本情報

(1) 業務名称

2025 年大阪・関西万博を契機としたシティプロモーション事業運営等業務
(以下「本業務」という)

(2) 実施目的

本業務は、2025 年大阪・関西万博の開催という、国内外から大阪への注目が集まる機会をとらえ本市シティプロモーションの目的である定住意向の増加や関係人口の増加を目指し、本市市民の市への愛着や誇りを醸成することを目的とし実施するもの。

(3) 業務内容

2025 年大阪・関西万博を契機としたシティプロモーション事業運営等業務仕様書
(以下「仕様書」という) のとおり

(4) 履行期間

令和 6 年 7 月 12 日から令和 8 年 (2026 年) 3 月 31 日まで

(5) 実施場所

吹田市内

(6) 提案限度額

58,000,000 円 (税込み)

内訳

期間	金額 (税込み)
令和 6 年 7 月 12 日から令和 7 年 (2025 年) 3 月 31 日まで	23,000,000 円
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 (2026 年) 3 月 31 日まで	35,000,000 円
合計	58,000,000 円

(7) 委託料の支払い方法

委託料については、年度ごとの一括払 (後払) とし、事業者の請求に基づき、市は請求日から 30 日以内に支払うものとする。

(8) 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式

見積額が提案上限額を超えないものについて、提出された提案書、見積書、プレゼンテーション及びヒアリングに対し評価を行う。

(9) 発注者及び担当室

ア 発注者

吹田市長 後藤 圭二

イ 担当室

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室 2025 大阪・関西万博担当

住所：〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40 (315 番窓口)

電話：06-6318-6371 (直通)

Mail:banpaku@city.suita.osaka.jp

2 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルへの参加を希望するものは、次に掲げるすべての条件を満たす、単一の企業又は２者以上で同条件を満たすように構成される企業連合体とする。

なお、提案者又は提案者の構成員は、本プロポーザルにおいて他の提案者の構成員となることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 法人にあっては法人税及び消費税に、個人にあっては所得税及び消費税に未納が無いこと。
- (3) 吹田市の市民税及び固定資産税に未納が無いこと。
- (4) 吹田市指名停止措置要項（平成 16 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成 24 年 11 月 13 日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (7) 大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 項及び同条第 4 項に規定される暴力団員及び暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (8) 参加表明書の提出時点で、平成 28 年度（2016 年度）以降に自治体からシティプロモーションに係る業務について委託をうけ完了実績があるか、履行期間中にあっては履行期間後 1 年以上を経過している事業の実績があること。

3 提案募集の手続き・スケジュール

(1) スケジュール概要

項番	手続き内容等	期間・期限等
1	募集要項等の公表	令和 6 年 5 月 31 日（金）
2	募集要項等の配布	令和 6 年 5 月 31 日（金）から 令和 6 年 6 月 14 日（金）まで
3	参加表明書等の受付	令和 6 年 5 月 31 日（金）から 令和 6 年 6 月 14 日（金）まで
4	質問書の提出	令和 6 年 5 月 31 日（金）から

		令和 6 年 6 月 10 日（月）まで
5	質問書への回答	令和 6 年 6 月 12 日（水）
6	参加資格審査結果通知	令和 6 年 6 月 19 日（水）
7	提案書等の受付	令和 6 年 6 月 19 日（水）から 令和 6 年 7 月 1 日（月）まで
8	プレゼンテーション及びヒアリング	令和 6 年 7 月 4 日（木） 令和 6 年 7 月 5 日（金）【予備日】
9	選定結果通知	令和 6 年 7 月 9 日（火）【予定】

（２）募集要項等の配布

ア 配布期間

令和 6 年 5 月 31 日（金）から令和 6 年 6 月 14 日（金）まで

イ 配布方法

吹田市ホームページに掲載

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1034100/1034618.html>

（トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和 6 年度（2024 年度）プロポーザル実施案件）

ウ 配布資料

（ア）本業務公募型プロポーザル募集要項

（イ）本業務仕様書

（ウ）本業務公募型プロポーザル審査基準

（エ）本業務関係様式等

（オ）参考資料

（３）参加表明書に係る提出書類

ア 提出書類

（ア）参加表明書（様式第 1 号）

（イ）会社概要書（様式第 2 号）

（ウ）共同企業体届出書（様式第 3 号）※共同企業体で応募の場合のみ

（エ）類似業務等実績書（様式第 4 号）

（オ）企画責任者届及び実績書（様式第 4-2 号）

イ 提出期間

令和 6 年 5 月 31 日（金）から令和 6 年 6 月 14 日（金）まで

ウ 提出場所

シティプロモーション推進室

吹田市役所低層棟 3 階 315 番窓口

エ 提出部数

各 1 部

オ 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参の場合

土・日・祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 30 分まで

(イ) 郵送の場合

令和 6 年 6 月 14 日（金） 17 時 30 分必着。

封筒の表に「参加表明書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法とすること。

カ 参加資格審査結果通知

審査の結果は、令和 6 年 6 月 19 日（水）までに電子メールにより通知し、後日書面により通知する。なお、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 質問の受付及び回答

本業務の公募型プロポーザルに参加するにあたり質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ア 提出書類

質疑書（様式第 5 号）

イ 提出期間

令和 6 年 5 月 31 日（金）から令和 6 年 6 月 10 日（月）17 時 30 分まで

ウ 質疑方法

質疑書に質疑事項を記入の上、電子メールで提出すること。

メールアドレス：banpaku@city.suita.osaka.jp

※件名は「（事業所名）2025 年大阪・関西万博を契機としたシティプロモーション事業運営等業務に関する質疑」とすること。

※電子メールの返信をもって受付したものとする。

エ 質問への回答

令和 6 年 6 月 12 日（水）17 時 30 分までに、吹田市ホームページ上で公表する（トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和 6 年度（2024 年度）プロポーザル実施案件→2025 年大阪・関西万博を契機としたシティプロモーション事業運営等業務事業者の公募）

オ その他注意事項

(ア) 公表する内容は、質問とその回答のみとし、質問者等の名称は公表しない。

- (イ) 類似又は同趣旨の質問に対しては、一括して回答する。
- (ウ) 吹田市からの質問に対する回答の公表をもって、本募集要項の補完、追加又は修正とする。
- (エ) 意見表明と解されるものや質問内容が不明確なものには回答しないことがある。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングに係る提出書類

ア 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数	備考
(ア) 提案書【表紙】(様式第6号)	1部	
(イ) 提出書類一覧(任意様式)		
(ウ) 提案書(任意様式)	10部	(ウ) から順に並べ、左上1か所又は左側2か所をホッチキス止めすること
(エ) 実施スケジュール(任意様式)		
(オ) 見積書及び明細書(任意様式)		

イ 提出期間

令和6年6月19日(水)から令和6年7月1日(月)まで

ウ 提出場所

シティプロモーション推進室

吹田市役所低層棟3階 315番窓口

エ 提出部数

原本各1部とその写し9部

オ 提出方法

持参又は郵送

(ア) 持参の場合

土・日・祝日を除く9時00分から17時30分まで

(イ) 郵送の場合

令和6年7月1日(月) 17時30分必着。

封筒の表に「提案書等在中」と朱書きした上で、書留等の配達した記録が残る方法とすること。

カ 提案書の作成要領

(ア) 本業務仕様書等を熟読し、業務目的達成のため必要な事項を記載すること。また、本業務を実施するにあたって、提案事業者の強み等についても明記すること。

(イ) 本業務公募型プロポーザル審査基準に留意して記載すること。

(ウ) 用紙の企画はA4判、両面印刷で横書きとすること。

(エ) 文字サイズは、11ポイント以上とすること。

- (オ) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (カ) 提出書類については、適宜ページ番号を振り、左上 1 か所又は左側 2 か所をホッチキス止めすること。
 - (キ) 提出書類への鉛筆書きによる記載は認めない。
 - (ク) 提出書類には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるか分かる表示は一切しないこと。これらの記載がある場合、再提出を求める場合がある。
 - (ケ) 提出書類の内容を補足する動画等のデータの提出も可とし、その場合は USB にて提出すること。
 - (コ) 提出書類等の差し替えは認めない。また、USB を除く提出書類等の返却は行わない。
- (6) プレゼンテーション及びヒアリング概要
- 提案内容の説明を受けるため、提案書等の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。
- ア 実施予定日
- 令和 6 年 7 月 4 日（木）
- ※開始時間・場所等については、令和 6 年 6 月 19 日（水）までに電子メールで通知する。
- ※参加事業者が 5 者以上の場合は令和 6 年 7 月 4 日（木）と 5 日（金）にわけてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- イ 時間配分
- 応募者ごとに提案書等の内容説明と選定委員会の委員からの質疑への回答等、45分程度（プレゼンテーション25分、ヒアリング20分）
- ウ プレゼンテーションの実施にあたっての注意事項
- (ア) 必ず、本業務に実際に従事する者がプレゼンテーションを行うこと。
 - (イ) プロジェクター等の機器については、本市で準備する。
 - ※プロジェクター機器詳細 メーカー：WiMiUS 品番：W1
 - データを保存したパソコンを持参すること。なお、機器不良等不測の事態に対応するため、データを USB にも保存し持参すること。
 - (ウ) プレゼンテーションの出席は 5 名までとする。
 - (エ) 会社名を特定できるようなバッジ等は身に着けないこと。
 - (オ) 新たな資料の提出は不可とし、提出した提案に基づき説明すること。
- (7) 失格事由
- 提案者に次の行為があった場合は、失格（選定対象からの除外）とする。また、受託事業者の決定後であってもその決定を取り消す場合がある。

- ア 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- イ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が提案した場合。
- ウ 契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- エ 本業務のプロポーザルに参加する者又はしようとする者が、事業者募集開始日以降に本市の選定委員会委員及びシティプロモーション推進室員に直接・間接を問わず故意に接触を求めた場合。
- オ 提出された提案書等の記載内容に虚偽があると認めた場合。
- カ 公平な審査に影響がある行為を行ったと認めた場合。
- キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合。
- ク 所定の日時及び場所に提出書類を提出しない場合。
- ケ 提案限度額を超える提案をした場合。
- コ その他、本市が指示した事項及び提案に関する条件に違反した場合。

(8) 辞退について

応募等を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第7号）に記載し、事前に電話連絡をしたうえでシティプロモーション推進室に令和6年7月3日（水）17時30分までに持参又は郵送（必着）で提出すること。

なお、応募等を辞退した者は、これを理由として、不利益な扱いは受けないものとする。

4 選定・審査方法

(1) 選定方法

事業者の選定については、2025年大阪・関西万博を契機としたシティプロモーション事業プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。プレゼンテーション及び質疑の内容、提出された提案書・添付書類等を「2025年大阪・関西万博を契機としたシティプロモーション事業運営等業務公募型プロポーザル審査基準」に基づき審査し、契約候補者と次点者を選定する。

(2) 審査方法及び留意事項

- ア 提出された提案書等の内容について、プレゼンテーション、ヒアリングを行い、最低基準点を合計点の6割とし、審査基準に基づき審査の上、各委員の評価点数の平均が最低基準点を上回りかつ、一つ以上の評価項目を0点とつけた委員が過半数以下である参加者について契約候補者と次点者を選定する。
- イ 契約候補者の決定方法は、選定委員会の各委員が評価点による順位付けを行い、1位と順位付けをした委員数が多いものを上位とし、契約候補者及び次点

者を決定する。1位と順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会の委員による合議又は多数決により決定する。

ウ 契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内にシティプロモーション推進室に説明を求めることができる。

エ 審査項目及び配点等は、本業務公募型プロポーザル審査基準のとおり。

提出書類が所定の形式に適合しない場合は、減点の対象となることがある。

オ 応募が1者の場合でも審査・選定を行う。また、応募が無い場合は選定委員会で仕様書の内容の変更について検討し、再度応募を行う。

5 選定結果の通知

選定の結果は、令和6年7月9日（火）までに、契約候補者には選定通知、次点者には次点者通知、非選定者には非選定通知を電子メールにて通知し、後日書面による通知も行います。

なお、次点者及び非選定者については、通知日の翌日から起算して7日以内に、選定されなかった理由の説明を市に求めることができる。

6 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページにおいて、選定結果を次のとおり公表する。

- (1) 選定事業者名（最優秀提案者名）並びに契約金額と評価点
- (2) すべての提案事業者の合計評価点
※選定事業者以外はアルファベットにて表示
- (3) 評価項目・審査基準・配点
- (4) 選定委員の役職名
- (5) 選定委員会の会議録の概要

7 契約について

- (1) 契約候補者と本業務執行について随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結する。ただし、契約候補者との随意交渉が不調となった場合等は、次点者との随意交渉を行い、契約事業者として委託契約を締結する。
- (2) 原則として契約締結時に提案内容を業務仕様とし採用することを想定している

が、詳細については本市と協議調整のうえ決定する。

- (3) 契約保証金については、吹田市財務規則（昭和 39 年吹田市規則第 14 号）第 113 条第 2 項第 2 号の規定により、契約金額の 100 分の 5 以上とする。ただし、同規則第 115 条の規定に該当する場合は免除する。

8 その他

- (1) 本業務プロポーザルに参加する者は、本募集要項、仕様書等を熟読し、それらを遵守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げるような他の応募者の迷惑になることを避けるほか、常に善良なる応募者としての態度を保持すること。
- (2) 提案事業者は、契約候補者決定後において、本募集要項等の内容について、不明又は錯誤を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本業務プロポーザルに参加するために必要な費用は、応募者の負担とする。
- (4) 本業務プロポーザルに参加する者のうち、本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されていないものは、契約候補者となった場合、速やかに同資格者名簿登載者と同程度の資格を有すると証する以下の書類を提出すること。
- (ア) 履歴（現在）事項全部証明書（写し可）
 - (イ) 印鑑証明書（写し可）
 - (ウ) 納税証明書「法人税・消費税」（その 3 の 3）（写し可）
- (5) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 契約候補者及び次点者の提出書類の著作権は、本業務公募型プロポーザル参加者に帰属する。ただし本市が本業務のプロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに、提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 本募集要項に定めるもののほか、必要な事項についてはシティプロモーション推進室が定める。

9 問合せ先

吹田市都市魅力部シティプロモーション推進室 2025 大阪・関西万博担当

住所：〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40（315 番窓口）

電話：06-6318-6371（直通）

Mail：banpaku@city.suita.osaka.jp